

## 茨城県行政書士会会則に基づく処分

氏 名：鷺山 俊男

登 録 番 号：9 8 1 1 6 8 2 8

事 務 所 名 称：電子申請法務行政書士事務所

事 務 所 所 在 地：取手市台宿 2 - 3 - 4

戒 処 分 年 月 日：令和 7 年 1 2 月 2 日

懲戒処分の内容：令和 7 年 1 2 月 3 日から 1 か月間の会員の権利の停止

懲戒処分の理由：・ 本会では当会員が登録している事務所に実態がなくなっていることを確認しており、変更登録するよう指導しているが、当該手続きを長期間に渡り行っていない。

行政書士は、行政書士法第 8 条第 1 項によりその業務を行うための事務所を設ける義務があるほか、同法第 6 条の 4 により登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更登録しなければならないことが定められており、上記事実はこれに違反している。

- ・ さらに、当該変更登録手続きは、日本行政書士会連合会会則第 4 4 条によって定められており、その対応が行われていないことは、行政書士法第 1 3 条及び茨城県行政書士会会則第 6 6 条第 1 項に違反している。